

令和8年度

鳥栖市の高齢者福祉サービス



【令和8年4月作成】



 **鳥栖市**



※事業の変更等をしている場合がございますので、詳しくは問い合わせ先へお尋ねください。

目 次

1 包括的支援事業

- (1) 地域包括支援センター運営事業 3

2 一般介護予防事業

- (1) 地域巡回介護予防健診 5
- (2) いきいき健康教室 6
- (3) ロコモーショントレーニング教室 7
- (4) TOSUSHI音楽サロン 8
- (5) ふまねっと運動 9
- (6) 元気クラブ 10
- (7) 介護予防サポーター養成事業 11
- (8) 高齢者の居場所づくり事業(シエンひろば) 12
- (9) 通いの場立ち上げ支援事業 13

3 在宅福祉サービス

- (1) 「食」の自立支援事業 14
- (2) 緊急通報システム設置事業 14
- (3) 高齢者紙おむつ等支給事業 14
- (4) ふれあいネットワーク事業 15
- (5) 福祉電話貸与事業 15
- (6) 車椅子、特殊ベッド貸出事業 15
- (7) 在宅寝たきり老人等介護見舞金 16
- (8) 成年後見制度利用支援事業 16
- (9) 「わたしの栖ノート」の配付 16
- (10) 高齢者路線バス等運賃助成事業(高齢者福祉乗車券「でかける券」) . 17
- (11) 認知症サポーター養成講座 18
- (12) ニンにんカフェ (認知症カフェ) 19
- (13) 高齢者等見守りネットワーク事業 20

4 施設福祉サービス

- (1) 養護老人ホーム(老人保護措置) 21
- (2) 中央老人福祉センター 21
- (3) 高齢者入浴事業 22
- (4) 憩いの場事業 23

5 生きがい対策

- (1) 老人クラブ活動 24
- (2) 高齢者趣味の作品展 24
- (3) シルバー人材センター 24

6 敬老の日を中心とした行事

- (1) 敬老祝金支給事業 25
- (2) 敬老会補助金交付事業 25
- (3) 長寿高齢者訪問 25

7 介護保険低所得者等対策事業

- (1) 介護保険利用者負担額軽減 26
- (2) 「障害者控除対象者認定書」の交付 26



問い合わせ先を記載していない事業等については、
下記へお問い合わせください。

鳥栖市 高齢障害福祉課 高齢者支援係
TEL 85-3554 FAX 85-2009
(平日 8:30~17:15)

1 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

① 目的

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

② 地域包括支援センターが行う主な事業

ア 総合相談支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度を利用した総合的な支援を行います。

イ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

運動・口腔機能向上や栄養改善を図るため、介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ケアマネジャー相談・支援、ネットワークの構築、困難事例に対する助言などを行います。

エ 権利擁護

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

オ 生活支援体制整備事業

高齢者を中心とした生活ニーズを把握し、地域で支え合う体制づくりを一緒に考えていきます。

カ 認知症地域支援・ケア向上事業

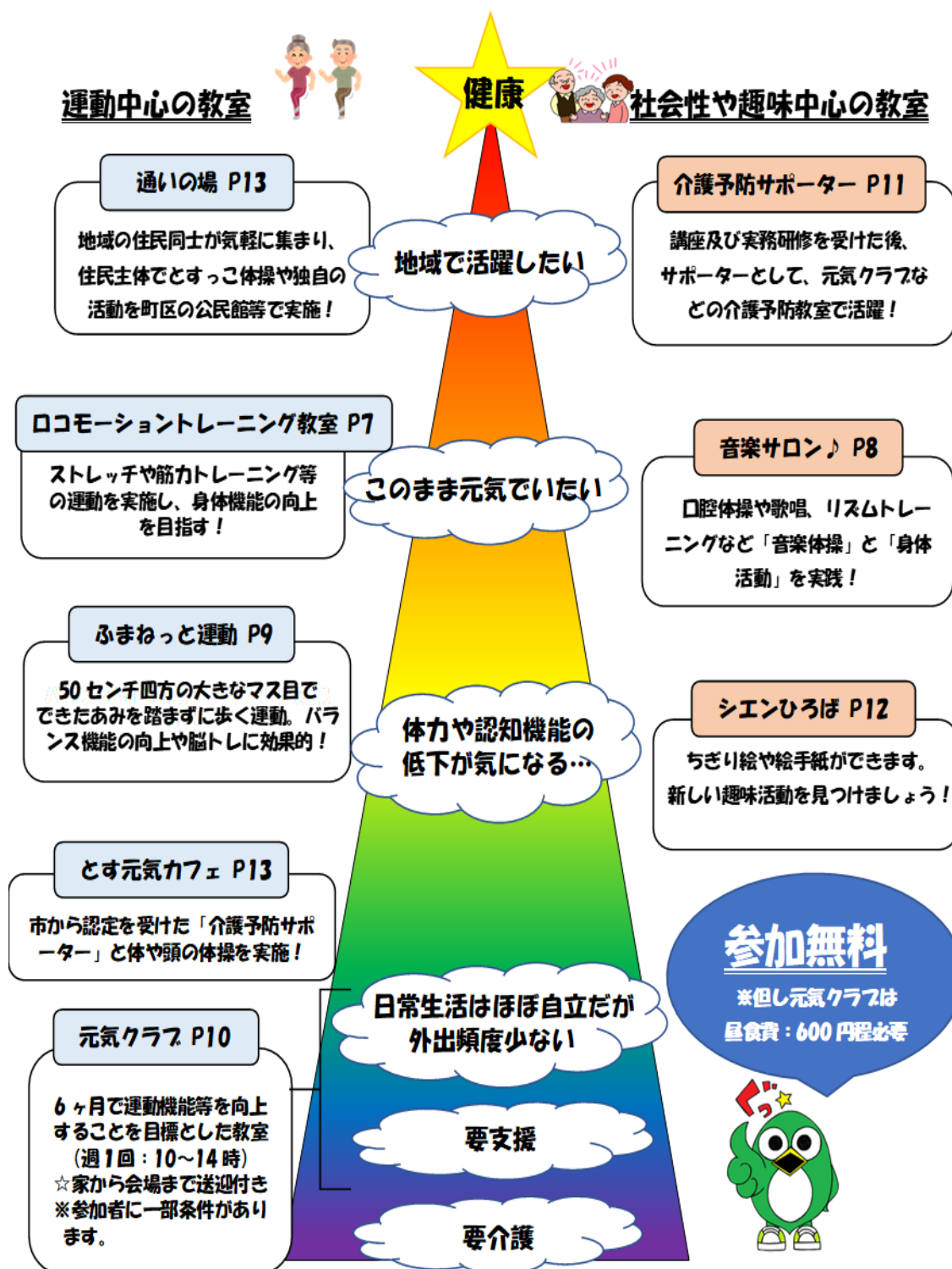
状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域において支援する関係者との連携を図り、認知症の人やその家族を支援します。

③ 設置場所(問い合わせ先)

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ●鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター | (管轄：鳥栖・鳥栖北地区) |
| 〒841-0061 鳥栖市轟木町1523-6 | TEL 81-3113 |
| ●鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター | (管轄：田代・基里地区) |
| 〒841-0061 鳥栖市轟木町1523-6 | TEL 85-3440 |
| ●鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター | (管轄：若葉・弥生が丘地区) |
| 〒841-0004 鳥栖市弥生が丘2-146-1 | TEL 85-8815 |
| ●鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター | (管轄：麓・旭地区) |
| 〒841-0076 鳥栖市村田町1250-1 | TEL 82-2188 |

2 一般介護予防事業

鳥栖市では、体の状態に応じた様々な介護予防教室を実施しています。「介護予防教室」や地域で実施している「通いの場」などを上手に利用し、自分の健康は自分で守りましょう！
地域で健康に暮らし続ける生活を目指しましょう😊



(1) 地域巡回介護予防健診

① 目的

町区の公民館等で実施されている通いの場を訪問し、介護予防健診を実施することで、介護予防が必要な方（生活不活発病等の身体の機能低下や認知症など）を介護予防事業や介護保険サービス等適切なサービスにつなげます。

② 対象

65 歳以上の市民（通いの場での実施）

③ 健診内容

- ・ 健診アンケート記入（事前に記入）
- ・ 体力測定（握力・開眼片足立ち・歩行能力テスト）
- ・ 介護予防に関する講話、自分でできる健康体操
- ・ 結果説明、個別相談

④ その他

- ・ 事前に市で決めた日程で実施します（市でチラシを作成します）。
- ・ 健診当日は、会場、椅子、机等の借用をお願いします。



(2) いきいき健康教室

① 目的

健康講話や運動実技指導を行うことで、加齢等に伴う心身の機能低下を予防し、地域での自分らしい自立した生活の実現を促します。

② 対象

65 歳以上の市民

※敬老会等、町区の行事予定の際にご活用ください。

※通いの場のある町区については、事前に市で日程を決めております。

③ 時間

1 回 60 分～90 分程度（土日、祝日も実施可能）

④ 内容

各町区の公民館や集会場等へ専門職種が出向き、ご希望のメニューでいきいき健康教室（出前講座）を開催いたします。

教室メニュー		
健康講話		運動実技指導
介護予防の目的と課題について		ストレッチ・筋力トレーニング
ボランティア活動について		とすっこ体操
生活習慣病の予防について		効果的なウォーキング
一般市民に向けた体調急変者の救急対応について		デュアルタスクレクリエーション・コグニサイズ
ヒートショックについて		ふまねっと運動
ロコモティブシンドロームについて		健康マージャン・脳トレやニュースポーツなど
認知症予防について		
講話		
栄養講話	口腔講話	音楽教室

⑤ その他

- ・通いの場がない町区については、1ヶ月前までに高齢者支援係（0942-85-3554）宛てにお申し込みください。
- ・1 団体につき、2 回のお申し込み上限があります。
- ・「健康講話」と「運動実技」は組み合わせられますが、「講話」は組み合わせできませんのでご注意ください。



(3) ロコモーショントレーニング教室

① 目的

運動器の障害（骨・関節疾患や加齢による筋力低下等）により、要介護になるリスクが高い状態のことを「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」といいます。ロコモティブシンドロームを予防する運動を行い、身体機能の維持・向上を目指します。

② 対象者

65 歳以上の市民

③ 内容

- 【講話】・介護予防の目的と効果 ・ボランティア活動について
 ・生活習慣病予防について
 ・鳥栖市介護予防サポーター養成事業について
- 【運動】・ストレッチ、筋力トレーニング・リズムダンス、エクササイズ
 ウォーキング・コグニサイズ、デュアルタスクレクリエーション

④ 会場・日時

各地区まちづくり推進センター（4回ずつ実施）
 （9月は敬老月間に合わせて、市民体育館で実施します）
 市報や市ホームページ、高齢障害福祉課窓口のチラシ等で確認ください。

⑤ その他

- ・動きやすい服装で、飲み物・タオル・室内用運動靴を持参ください。
- ・各会場の1回目の1週間前までに、高齢者支援係（0942-85-3554）宛に電話で申し込みをお願いします。

回数	弥生が丘まちづくり推進センター（集会室）			田代まちづくり推進センター（集会場）			鳥栖北まちづくり推進センター（集会場）		
1回	6月4日	木	14～16時	7月2日	木	14～16時	7月30日	木	14～16時
2回	6月11日	木	14～16時	7月9日	木	14～16時	8月6日	木	14～16時
3回	6月18日	木	14～16時	7月16日	木	14～16時	8月20日	木	14～16時
4回	6月25日	木	14～16時	7月23日	木	14～16時	8月27日	木	14～16時
回数	鳥栖市民体育館（スポーツホール2）			鳥栖まちづくり推進センター（1階集会場）			麓まちづくり推進センター（2階集会室）		
1回	9月3日	木	14～16時	10月8日	木	14～16時	11月4日	水	14～16時
2回	9月10日	木	14～16時	10月15日	木	14～16時	11月11日	水	14～16時
3回	9月17日	木	14～16時	10月22日	木	14～16時	11月18日	水	14～16時
4回	10月1日	木	14～16時	10月29日	木	14～16時	11月25日	水	14～16時
回数	基里まちづくり推進センター（集会室）			旭まちづくり推進センター（1階集会室）			若葉まちづくり推進センター（わいわいホール）		
1回	12月2日	水	14～16時	1月7日	木	14～16時	2月4日	木	14～16時
2回	12月9日	水	14～16時	1月14日	木	14～16時	2月18日	木	14～16時
3回	12月16日	水	14～16時	1月21日	木	14～16時	2月25日	木	14～16時
4回	12月23日	水	14～16時	1月28日	木	14～16時	3月3日	水	14～16時

(4) TOSUSHI 音楽サロン

① 目的

音楽療法の手法を用いて、「音楽活動」と「身体活動」等を実践することにより、心身の健康保持及び増進に繋げるとともに、生きがいや仲間づくりに結びつけることで、社会性の拡大を図ります。

② 対象者

65 歳以上の市民



③ 内容

- ・回想法（懐かしい曲のエピソードや時代背景を振り返る）による歌唱
- ・口腔体操やストレッチ、リズムトレーニング
- ・簡単な合奏や講師の生演奏鑑賞 など

④ 会場・日時・申し込み方法

(1) 各地区まちづくり推進センター

市報や市ホームページ、高齢障害福祉課のチラシ等で確認ください。

各会場の 1 回目の 1 週間前までに、高齢者支援係（0942-85-3554）宛に電話で申し込みをお願いします。

(2) 通いの場での出前講座

通いの場での出前講座については、事前に市で日程を決めております。

⑤ その他

- ・動きやすい服装で、飲み物・タオルを持参ください。

回数	麓まちづくり推進センター (1階集会室)			基里まちづくり推進センター 分館（集会室1・2）			若葉まちづくり推進センター (わいわいホール)		
1回	6月3日	水	13:30~15:30	7月6日	月	13:30~15:30	8月5日	水	13:30~15:30
2回	6月10日	水	13:30~15:30	7月13日	月	13:30~15:30	8月12日	水	13:30~15:30
3回	6月17日	水	13:30~15:30	7月27日	月	13:30~15:30	8月19日	水	13:30~15:30
回数	田代まちづくり推進センター (集会場)			旭まちづくり推進センター (1階集会室)			鳥栖まちづくり推進センター (1階集会場)		
1回	9月4日	金	13:30~15:30	10月13日	火	13:30~15:30	11月10日	火	13:30~15:30
2回	9月11日	金	13:30~15:30	10月20日	火	13:30~15:30	11月17日	火	13:30~15:30
3回	9月18日	金	13:30~15:30	10月27日	火	13:30~15:30	11月24日	火	13:30~15:30
回数	弥生が丘まちづくり推進 センター（集会室）			鳥栖北まちづくり推進センター (集会場)					
1回	12月3日	木	13:30~15:30	1月7日	木	13:30~15:30			
2回	12月10日	木	13:30~15:30	1月14日	木	13:30~15:30			
3回	12月17日	木	13:30~15:30	1月21日	木	13:30~15:30			

(5) ふまねっと運動

① 目的

歩行機能やバランス機能の改善を図り、介護予防につなげます。

② 対象者

65 歳以上の市民

③ 内容

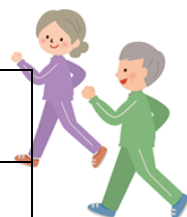
50 センチ四方の大きなマス目でできた“あみ”を床に敷き、その“あみ”を踏まないように歩く運動です。バランス機能を高めるために、“あみ”を踏まないように注意深くまたぎ越す運動と、マス目と左右の足の動きを組み合わせたステップを学習する運動です。

④ その他

- ・ 事前申込は不要です。
- ・ 問い合わせ先は、鳥栖市社会福祉協議会（85-3555）となります。
- ・ 動きやすい服装で飲み物とタオルを持参ください。
- ・ 室内用運動靴が必要です。

祝日や年末年始等により、日程を一部変更しています。市報や市ホームページ等でご確

会 場	日 時	
鳥栖まちづくり推進センター （1 階集会場）	第 1・3 木曜日	13：30～15：00
鳥栖北まちづくり推進センター （集会場）	第 1・3 金曜日	13：30～15：00
田代まちづくり推進センター （集会場）	第 1・3 木曜日	10：00～11：30
弥生が丘まちづくり推進センター （集会室）	第 1・3 水曜日	10：00～11：30
若葉まちづくり推進センター （わいわいホール）	第 2・4 金曜日	10：00～11：30
基里まちづくり推進センター （集会室）	第 2・4 木曜日	10：00～11：30
麓まちづくり推進センター （2 階集会室）	第 2・4 火曜日	13：30～15：00
旭まちづくり推進センター （1 階集会室）	第 2・4 水曜日	13：30～15：00



(6) 元気クラブ

① 目的

多職種による身体機能・認知機能向上トレーニングの実施、栄養改善・口腔機能向上及び買物を通じた生活機能向上訓練を組み合わせた介護予防教室を実施することで、加齢等に伴う心身の機能低下を予防し、要介護状態等となることを防ぐとともに、自分らしい自立した生活の維持・向上を図ります。

② 対象者

65 歳以上の市民で本事業への参加が必要と認められる人。
(通所を利用していない要支援 1・要支援 2 の認定を受けた方
もしくは基本チェックリストに該当した方も参加可能です)

③ 内容

- ・専門職や介護予防サポーターと一緒に、音楽体操やストレッチ、筋力トレーニング等を行います。必要な方には健康運動指導士・理学療法士等専門職等の個別・集団指導も行います。
- ・月に一度、歯科衛生士・管理栄養士による、口腔講話・栄養講話を行います。必要により、個別指導も行います。

④ 会場・日時

毎週水曜日：中央老人福祉センター

毎週木曜日：基里まちづくり推進センター（分館）

※毎週水曜日か木曜日のどちらか一方に参加となります。

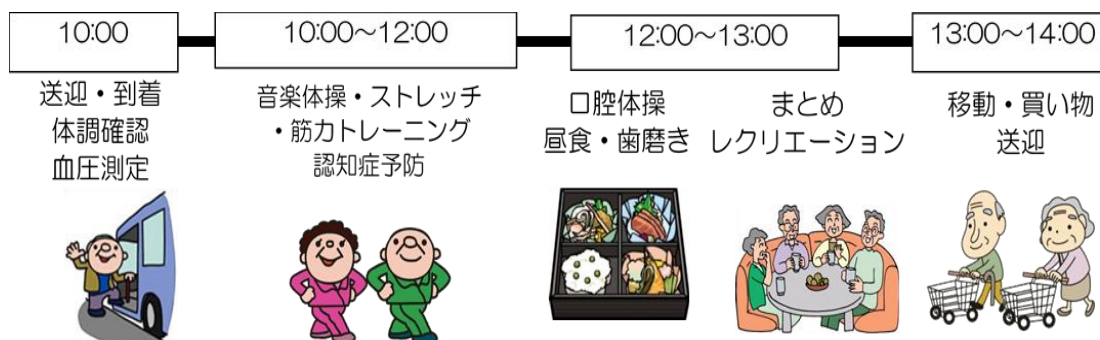
（週 1 回 10：00～14：00 原則 6 ヶ月間） ※祝祭日は休み

⑤ その他

申し込みを希望の方は、高齢者支援係（0942-85-3554）宛にお電話ください。（申込書、基本チェックリストの記載が必要となります。）

- ・昼食（自己負担 600 円）、買物支援があります。
- ・教室ファイル・タオル・飲み物・眼鏡（必要な方）・筆記具・歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・買い物代金・エコバッグ等を持参し、動きやすい服装でお越しください。

■元気クラブの 1 日の流れ



(7) 介護予防サポーター養成事業

① 目的

これまでの人生で培った経験を活かし、地域で活動できる場の創出と研修等の事業を展開することにより、高齢者自身の健康の維持向上と共に、高齢者を支える担い手の確保を図ります。

② 対象者

40歳以上の市民でボランティア活動が可能な方

③ 内容

①～④の4講座受講と実技研修を受け、全プログラム修了者に「介護予防サポーター認定証」を発行します。

講座① 介護予防とは・サポーターの役割

講座② 栄養・食事について

講座③ ロコモティブシンドローム・認知症予防について

講座④ 口腔機能向上について

④ 会場・日時

各回 14:30～16:30

基里まちづくり推進センター（研修室）			
講座① 5月22日(金)	講座② 6月26日(金)	講座③ 7月24日(金)	講座④ 8月28日(金)
鳥栖北まちづくり推進センター（研修室1）＊			
講座① 10月9日(金)	講座② 10月23日(金)	講座③ 11月13日(金)	講座④ 11月27日(金)

＊10月9日、11月13日は鳥栖北まちづくり推進センター和室にて実施します。

⑤ その他

- ・申し込みを希望の方は、高齢者支援係（0942-85-3554）宛にお電話ください。
- ・介護予防サポーターの資質向上のため、「介護予防サポーター連絡会」を月1回開催します。サポーター活動に関する意見交換や、新しい情報の提供・共有の場として実施します。



(8) 高齢者の居場所づくり事業(シエンひろば)

① 目的

趣味の活動を行うことができる「居場所」をつくることで、高齢になっても生きがいを持った生活の実現を支援します。

② 対象者

60 歳以上の市民（事前申込不要）

③ 会場

中央老人福祉センター（研修室1）

④ 内容

おりがみや絵手紙などの趣味の活動を行います。講師はボランティア団体等から派遣され、高齢者等との交流を行います。

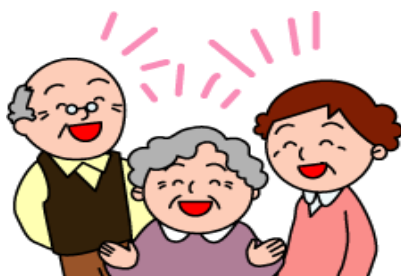
⑤ 日時

●第1水曜日 10:00～12:00 おりがみ

4月1日	5月13日	6月3日
7月1日	8月5日	9月2日
10月7日	11月4日	12月2日
1月6日	2月3日	3月3日

●第3水曜日 10:00～12:00 絵手紙

4月15日	5月20日	6月17日
7月15日	8月19日	9月16日
10月21日	11月18日	12月16日
1月20日	2月17日	3月17日



(9) 通いの場立ち上げ支援事業

① 目的

町区の公民館や集会所などの身近な場所での、介護予防に効果のある「とすっこ体操」等や地域住民相互の交流会など通いの場の立ち上げを支援します。

② 内容

介護予防に効果のある「とすっこ体操」等のやり方や生活リハビリ等についてリハビリ専門職からの指導、その後、「とすっこ体操」に関するDVDの提供等の支援を行います。

③ 条件等

ア 5人以上の参加、月1回以上の定期開催が可能であること。

イ 立ち上げ支援の後は、自主運営が可能であること。

ウ 椅子・DVDデッキの準備が可能であること。

④ 立ち上げ方法

立ち上げをご希望の方は、高齢者支援係（0942-85-3554）宛にお電話ください。「通いの場立ち上げに関する説明会及び立ち上げ支援申込書」を提出してください。

とすっこ体操とは？

ストレッチ5種類・筋力強化5種類で構成されている
鳥栖市オリジナルの体操です。



鳥栖市内に通いの場が広がっています！

地区	鳥栖	鳥栖北	田代	弥生が丘	若葉	基里	麓	旭
箇所数	10	3	10	3	6	5	8	6

～とす元気カフェ～

介護予防体操や頭の体操など、おしゃべりしながら楽しく過ごせる場所です♪
いつでも参加可能・参加費無料です！

【場所・日時】◆中央老人福祉センター2階：毎週水曜日 14時～16時

◆基里まちづくり推進センター分館：毎週月曜日 10時～12時

【持参物】水分補給できるもの・タオル・眼鏡等

◆介護予防サポーターと一緒にいきます♪



3 在宅福祉サービス

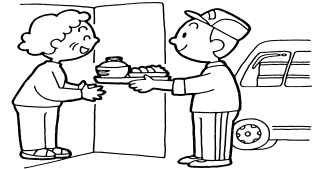
(1) 「食」の自立支援事業

① 目的

在宅の高齢者に手渡しで食事を提供することにより、食生活の改善と見守りの強化を図り、食の自立の観点から在宅生活を支援します。

② 対象者

在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らし等の市民で、食事の調理・調達が困難な方



③ 事業内容

昼食や夕食を自宅まで配達し、同時に安否の確認も行います。配達可能な食数は利用者の心身や生活の状況に応じて決定します。

④ 利用料

1 食あたり 520 円（1 か月分まとめて翌月払）：令和 8 年 4 月現在

(2) 緊急通報システム設置事業

① 目的

在宅の高齢者の方が突発的に急病、事故等に見舞われた場合における緊急救助活動をより一層迅速化し、救命率の向上を図ります。

② 対象者

おおむね 75 歳以上の病弱なひとり暮らし等の市民

③ 事業内容

利用者が、急病や事故等の緊急時に緊急ボタン（ペンダント）を押して警備会社に通報することで、利用者の容体の確認や必要な情報を把握し、迅速な救急活動を行えるよう緊急通報システムを設置します。



(3) 高齢者紙おむつ等支給事業

① 目的

在宅の寝たきり高齢者等に対し紙おむつ等を支給し日常生活を支援します。

② 対象者

＜次のすべての要件を満たす世帯＞

ア 在宅のおおむね 65 歳以上の寝たきりで常時失禁状態の方がいる世帯

イ 市県民税非課税世帯

ウ 紙おむつ使用者が在宅で介護を受けている世帯

③ 紙おむつの種類

ア テープ止め紙おむつ

イ はく紙パンツ

ウ フラットタイプシート

エ 尿とりパッド

④ ふれあいネットワーク事業

① 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等の生活状況を把握するとともに、孤独感の解消のため、住民相互のネットワークを整備し、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

② 対象者

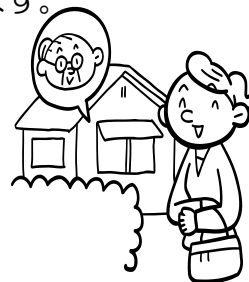
おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの市民（高齢者のみの世帯でこれに準ずる世帯も含む）又は、地域の人々からの援護が必要な市民

③ 事業内容

複数の訪問連絡員（ネット）を設置し、生活・健康状態を把握します。また、話し相手や相談相手となり孤独感の解消を図ります。

④ 委託先（問い合わせ先）

社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会（TEL85-3555）



⑤ 福祉電話貸与事業

① 目的

ひとり暮らし高齢者等に対し電話回線を貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

② 対象者

＜次のすべての要件を満たす世帯＞

- ア おおむね 65 歳以上の在宅のひとり暮らしの市民、又は、高齢者のみの世帯で、いずれかが常時介護を必要とする状態にある世帯
- イ 所得税が課税されていない世帯

③ 事業内容

電話回線を貸与し、貸与期間中における基本料金（取付料、撤去料を含む）については市の負担とし、通話料金については自己負担とします。

⑥ 車椅子、特殊ベッド貸出事業

① 目的

一時的に車椅子や特殊ベッドを貸し出すことにより福祉の向上を図ります。

② 対象者

歩行が困難な方や、起き上がりや立ち上がりが困難又は寝たきり状態等の理由で車椅子や特殊ベッドを必要とする市民

③ 利用料 無料

④ 貸出期間 約 1 ヶ月間



(7) 在宅寝たきり老人等介護見舞金

① 目的

在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者の介護者に対し、見舞金を支給することにより福祉の増進を図ります。

② 対象者

65 歳以上の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を在宅で継続して 6 ヶ月以上介護している方

③ 支給要件

＜次のすべての要件を満たす方＞

ア 寝たきり高齢者等とその介護者が、市内に住所を有し在宅で引き続き 6 ヶ月以上介護を行っている方

イ 生計中心者の前年の所得が 1 千万円以下の世帯に属している方

④ 見舞金額

月額 12,000 円

ただし、生計中心者の前年分所得額が 300 万円以上の場合は、月額 10,000 円を介護した月数分（半年間で 50,000 円を上限とする）、毎年 2 回（4 月、10 月）介護者に支給します。

(8) 成年後見制度利用支援事業

① 目的

身寄りのない認知症高齢者等の成年後見人選定の申立を市長が家庭裁判所へ行い、その必要となる経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対して、後見人等の報酬の一部を助成します。

② 対象者

身寄りのない認知症高齢者等の市民で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方

(9) 「わたしの栖ノート」の配付

① 目的

人生を振り返り、自身の情報や要望等をわかりやすくまとめ、大切な人へ自身の思いを伝えるために、鳥栖市のエンディングノートである「わたしの栖ノート」を無料で配付しています。

② 対象者

どなたでも

③ 配付場所

市高齢障害福祉課、中央老人福祉センター、各まちづくり推進センター、各地区地域包括支援センター、図書館

10 高齢者路線バス等運賃助成事業(高齢者福祉乗車券「でかける券」)

① 目的

高齢者の外出支援と社会参加の促進を図ります。

② 交付対象者

ア 75 歳以上の市民

イ 運転免許証を自主返納された 70～74 歳の市民

ウ 運転免許証を更新されなかった 70～74 歳の市民

(イ、ウは運転経歴証明書、取消通知書などの書面で確認ができる方)

※運転経歴証明書は、自主返納又は失効した日から 5 年以内に運転免許センターまたは警察署で申請できます。

③ 事業内容

市内のバス停で乗車または下車するバス、ミニバス及び予約型乗合タクシー「チョイソコとす」で使用できる高齢者福祉乗車券「でかける券」を販売します。

《でかける券の内容》

ア 1 冊 1,500 円 (5,000 円分の乗車券)

イ 1 人につき年間 6 冊まで購入できます

(②イまたはウに該当する方は年間 8 冊まで購入できます)

ウ 使用期限は購入日の翌年度末まで

《購入に必要なもの》

ア 本人確認できるもの (マイナンバーカード等)

イ 運転経歴証明書や運転免許取消通知書 (70 歳～74 歳の方)

(運転経歴証明書は、自主返納又は失効した日から 5 年以内に運転免許センターまたは警察署で申請できます。)

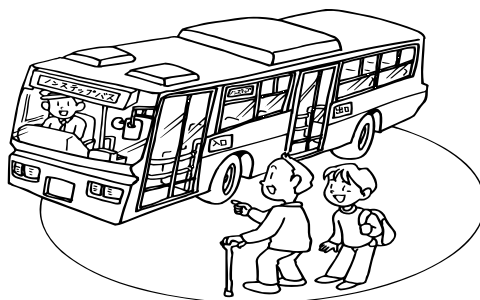
※本人以外が購入する場合は委任状が必要

《購入できるところ》

ア 鳥栖市役所高齢障害福祉課 (1 階 7 番窓口)

イ 各まちづくり推進センター・分館 (電話予約が必要です)

ウ 中央老人福祉センター (月曜日から土曜日) 場所: P 2 1 を参照



11) 認知症サポーター養成講座

① 目的

認知症に関する正しい知識を身につける機会を設け、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを推進します。

② 事業内容

認知症を理解し、認知症の人や家族を暖かく見守り、支援する人（認知症サポーター）を一人でも多く増やしていくための講座を開催します。町内会、職場、各種グループ、友人同士など 10 人以上からなる団体に、講師（キャラバン・メイト）を派遣します。

ユマニチュードも
学べます！



ア 講座内容：認知症の症状や認知症の人との接し方など

イ 時間：原則 90 分

ウ 受講会場

受講希望者が用意された会場に講師を派遣します。

（会場の用意が難しい場合には、高齢者支援係へご相談ください。）

エ 申込方法

講座開催の 1 ヶ月前までに、高齢者支援係に

用意している所定の申込書で申し込んでください。

また、電子申請での申し込みも受け付けております。

電子申請はこちら⇒



～認知症に関するパンフレット～

高齢障害福祉課窓口や各まちづくり推進センター等で配布しています。

ぜひご活用ください。 電子版はこちら⇒



① 認知症予防について知りたいとき

通いの場での交流など、認知機能低下を
予防するためのポイントをまとめたパンフレットです。



② 認知症の症状や相談先について知りたいとき

早期受診の大切さや相談窓口、症状の進行にあわせて
必要な支援やサービスをまとめたパンフレットです。
将来の備えとしてもご活用いただけます。



⑫ ニンにんカフェ（認知症カフェ）

① 目的

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、認知症の人やその家族、認知症に関心のある人などが交流や認知症に関する情報交換、学ぶことができる場をつくり、社会参加や認知症についての啓発を図ります。

② 対象者

認知症の人やその家族、認知症に関心のある人

③ 内容

世間話や日ごろの悩み、不安などをお茶や交流を楽しみながら話します。認知症について学ぶことができ、相談も随時受け付けています。

④ 会場・日時

会場：鳥栖市中央老人福祉センター 場所：P 2 1 を参照

日時：毎月第3土曜日 10：00～11：30

日程				
4月18日	5月16日	6月20日	7月18日	8月22日 ※第4土曜日
※9月以降の会場や日時については、 市報や市ホームページ等でお知らせいたします。 市ホームページはこちら⇒				

⑤ 問い合わせ

○市内の地域包括支援センター

鳥栖地区 TEL 81-3113

田代基里地区 TEL 85-3440

若葉弥生が丘地区 TEL 85-8815

鳥栖西地区 TEL 82-2188

○高齢障害福祉課高齢者支援係 TEL 85-3554

13) 高齢者等見守りネットワーク事業

① 目的

地域全体で高齢者等の見守りを行うとともに、高齢者等の異常を発見した時は、迅速に対応できる体制を確保することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

② 対象者

認知症などにより行方不明になるおそれのある、在宅で生活する65歳以上または若年性認知症の診断を受けた市民

③ 事業内容

ア 協力事業者の登録等

日常業務におけるさりげない見守り活動や、支援が必要な高齢者等を発見した場合の情報提供などに協力いただける事業者の登録をしています。協力事業者にはステッカーを交付しています。



イ 行方不明高齢者等事前登録

徘徊のおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、鳥栖市、鳥栖警察署及び地域包括支援センターが情報共有することで高齢者が行方不明になった時に備えます。希望者に対し、鳥栖市高齢者見守りシールを交付します。

～鳥栖市高齢者見守りシールとは～

行方不明になるおそれのある高齢者の衣服や持ち物に貼る QR コード付きのシールのことです。発見者が QR コードを読み取るとインターネット上の伝言板を介してご家族等に連絡をとることができ、発見から家族等の迅速なお迎えにつながります。



4 施設福祉サービス

(1) 養護老人ホーム(老人保護措置)

① 概要

65 歳以上の方で、環境上及び経済上の理由により居宅での生活が困難な方が入所する施設です。

② 利用料及び利用可能施設

詳しくは高齢者支援係(85-3554)までお問い合わせください。

(2) 中央老人福祉センター

① 目的

地域の高齢者に対し、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供することを目的とする施設です。

② 対象者

60歳以上の市民

③ 利用料

部屋を占用する場合は必要(料金は令和8年4月現在)

大広間・研修室1:460円/時間

その他の諸室:160円/時間

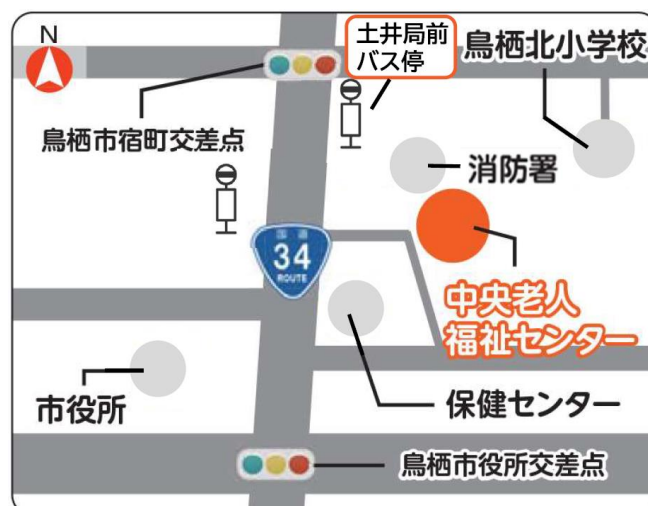
④ 利用時間

9:00 から 17:00 まで(日、祝日休館)

⑤ 問い合わせ先

所在地:本町3丁目 1494-10

電話番号: 0942-82-4060



(3) 高齢者入浴事業

① 目的

公衆浴場を開放し、地域における交流の場を提供することにより、高齢者の外出の促進及び孤立感の解消し、高齢者福祉の向上を図ります。

② 対象者 市内在住の 60 歳以上の方

③ 利用料 無料

④ 利用時間

月・火・木・金 10:30 から 15:30 まで（日、祝日は施設休館日）



⑤ 実施施設(問い合わせ先)

施設名	入浴可能日	所在地	電話番号
中央老人福祉センター	月・木：女性 火・金：男性	本町3丁目 1494-10	82-4060
若葉まちづくり推進センター	月・木：男性 火・金：女性	萱方町 116-2	84-6122

※入浴は 1 回 30 分とし、1 回あたりの入浴可能人数は 10 人です。

※受付時に希望する入浴開始時間を選べます。

※電話での予約はできません。

⑥ 初めてご利用の方

利用者情報の登録のため、身分証明が必要となります。（入浴中の緊急時連絡先として確認させていただきます。）

(5) 憩いの場事業

① 目的

高齢者が気軽に集い、語らうための場を設けるため、各地区のまちづくり推進センターで行っています。

※都合により開催を中止する場合があります。中止の連絡等をするために代表者の設定と連絡先を市まで報告していただきますようお願いします。

開催場所	活動	開催日	時間
鳥栖まちづくり推進センター (電話 83-1686)	囲碁	毎週(金)	13:00～ 16:00
中央老人福祉センター (電話 82-4060)	カラオケ	毎週(月・金)	13:00～ 15:00
	囲碁・将棋	毎週(月・火・ 木・金・土)	13:00～ 16:30
	憩いの場	毎週(月・火・ 木・金・土)	9:00～ 17:00
	とすっこ体操(憩いの場)	毎週(火)	9:30～ 11:30
若葉まちづくり推進センター (電話 84-6122)	カラオケ	毎週(火)	14:00～ 16:00
	囲碁	毎日(月～土)	13:00～ 16:30
		第3(木)大会	9:00～ 16:00
基里まちづくり推進センター分館 (電話 82-6347)	囲碁	毎週(木・金)	(木)13:30～16:30 (金)13:00～16:00
		第3(火)大会	9:00～ 16:00
麓まちづくり推進センター (電話 82-2080)	囲碁	毎週(月～土)	12:00～ 15:00
旭まちづくり推進センター (電話 82-2603)	カラオケ	毎週(火)	9:30～ 12:30
	囲碁	毎週(水)	13:00～ 16:30

5 生きがい対策

(1) 老人クラブ活動

市内には、町区単位で老人クラブが結成され、鳥栖市老人クラブ連合会を中心に健康、友愛、奉仕を目標に活動を行っておられます。

活動内容としては、講演会、研修会、老人福祉大会の開催、グラウンドゴルフ大会、花づくり事業、伝承活動など多方面にわたります。

【問い合わせ先】

鳥栖市老人クラブ連合会

住所：本町 3 丁目 1494 番地 10 中央老人福祉センター内

電話：84-3396

(2) 高齢者趣味の作品展

市内在住の60歳以上の方を対象に、趣味で励まれている絵画、書、写真、手芸、工芸等の作品を市役所に展示します。

(3) シルバー人材センター

会員はおおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある方で、生きがいの充実や社会参加を望む高齢者に対して就業機会の確保を図り、高齢者の知識と経験を生かした活力ある地域社会をつくれます。

仕事内容は、草取り等の屋外の一般作業、植木の剪定や刃物研ぎ等の技術を必要とする分野、産前産後の家事・育児の支援等のサービス分野、チラシ配布や宛名書き等の事務分野などとなっております。

【問い合わせ先】

鳥栖市シルバー人材センター

住所：宿町 1152 番地 2 電話：84-3147

6 敬老の日を中心とした行事

(1) 敬老祝金支給事業

① 目的

市内に住所を有する高齢者に対し、長寿を祝福するとともに祝金を支給して敬老の意を表します。

② 支給対象者

毎年 9 月 1 日現在において、住民基本台帳の規定による住民となった日から 1 年以上居住している、年齢が 80 歳、85 歳、88 歳、99 歳及び 100 歳の方

(2) 敬老会補助金交付事業

① 目的

敬老会の主催者に対し、敬老会運営費を補助することで敬老の意を表します。

② 対象者

毎年度末まで（翌年の 3 月 31 日時点）に満 75 歳以上の市民

③ 補助額

敬老会の主催者に対し、敬老会参加等に係る実支出額のうち、参加対象者数に上限 1,500 円を乗じた額を補助します。

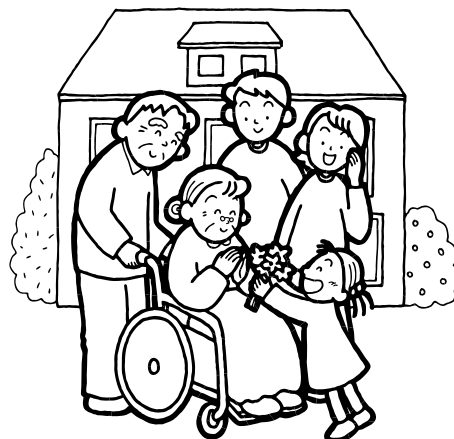
(3) 長寿高齢者訪問

① 目的

市長が長寿高齢者宅を訪問し、長寿を祝います。

② 対象者

市内居住の高齢上位 10 人の方



7 介護保険低所得者等対策事業

(1) 介護保険利用者負担額軽減

① 対象者

＜次のすべての要件を満たす方、もしくは生活保護受給者＞

ア 市民税が課税されていない世帯

イ 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。

ウ 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。

エ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

オ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

カ 介護保険料を滞納していないこと。

② 軽減の程度

利用者負担額（通常 10%）並びに食費、居住費（滞在費）の 1/4 を軽減（老齢福祉年金受給者は 1/2）。生活保護受給者は個室に係る居住費のみ全額軽減。

③ 軽減対象サービス

社会福祉法人が提供する介護保険サービスの内、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護

④ **実施法人** 椎原寿恵会（真心の園）、健翔会（ひまわりの園）、寿楽園、ガジュマル（プルメリア）、紀水会（なかばる紀水苑）等

⑤ **申請先** 高齢障害福祉課 高齢者支援係

(2) 「障害者控除対象者認定書」の交付

① 対象者

介護保険の要支援、要介護認定を受けている 65 歳以上の市民で、介護認定時の認定資料に記載されている身体の状態が、一定の基準に該当している方。

（※介護保険の認定を受けていない方は、医師の診断書等が必要です。）

② 事業内容

認定書を交付されると、本人又は本人を扶養している方が、税の申告時に障害者控除を受けることができます。

出前講座のお知らせ

高齢者支援係では、以下の出前講座を実施しています。

講座の開催を希望される方は、高齢者支援係へご相談ください。

テーマ	内容
もっと知りたい 高齢者福祉	鳥栖市の高齢者福祉サービスについて
認知症について考えてみよう	認知症の人との接し方や認知症に関する知識など
延ばそう！健康寿命	介護予防のポイントや健康寿命を延ばすための方法など
見守り声掛け訓練をやってみよう	声掛けのポイントや高齢者見守りシールの活用法を知る
わたしの栖ノートを活用しよう	鳥栖市のエンディングノート「わたしの栖ノート」の紹介

【発 行】

鳥栖市役所 健康福祉みらい部 高齢障害福祉課 高齢者支援係

TEL 85-3554 FAX 85-2009

E-mail ks-fukushi @city.tosu.lg.jp

【関係機関】

- 社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会
TEL 85-3555
- 鳥栖市老人クラブ連合会
TEL 84-3396
- 鳥栖市シルバー人材センター
TEL 84-3147